

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京丹後市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京丹後市長

## 公表日

令和3年8月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき行う介護保険の事務であって、主務省令で定めるもの ①介護保険資格に関する事務 ②介護保険料の賦課に関する事務 ③介護保険料の収納に関する事務 ④介護保険の認定に関する事務 ⑤介護保険の給付に関する事務  住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 住民税情報や生活保護受給の有無、減免等の情報により年間保険料を算出し、賦課する。 介護保険料の収納状況の管理を行う。 被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の68の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠: 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、119の項 ・別表第二における情報照会の根拠: 93、94の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠: 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 ・情報照会の根拠: 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿福祉部 長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部総務課 電話 0772-69-0140
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課 電話 0772-69-0330

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 1. ②事務の概要	<p>介護保険法、その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務をいう。</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)、その他関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認</p>	<p>介護保険法等の規定に基づき行う介護保険の事務であって、主務省令で定めるもの</p> <p>①介護保険資格に関する事務 ②介護保険料の賦課に関する事務 ③介護保険料の収納に関する事務 ④介護保険の認定に関する事務 ⑤介護保険の給付に関する事務</p> <p>住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 住民税情報や生活保護受給の有無、減免等の情報により年間保険料を算出し、賦課する。 介護保険料の収納状況の管理を行う。 被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。</p>	事後	
令和1年6月28日	I 2. 特定個人情報ファイル名	<p>介護資格ファイル、介護保険料賦課ファイル、介護受給者台帳ファイル、介護給付実績ファイル、介護特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル</p>	<p>介護保険情報ファイル</p>	事後	
令和1年6月28日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠: 2、3、4、6、26、39、42、56の2、57、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項 ・別表第二における情報照会の根拠: 93、94の項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠: 第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条 ・情報照会の根拠: 第46条、第47条</p>	<p>1 番号法第19条第7号及び別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠: 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、119の項 ・別表第二における情報照会の根拠: 93、94の項</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・情報提供の根拠: 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 ・情報照会の根拠: 第46条、第47条</p>	事後	
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	<p>西山 茂門</p>	<p>長寿福祉課長</p>	事後	

